

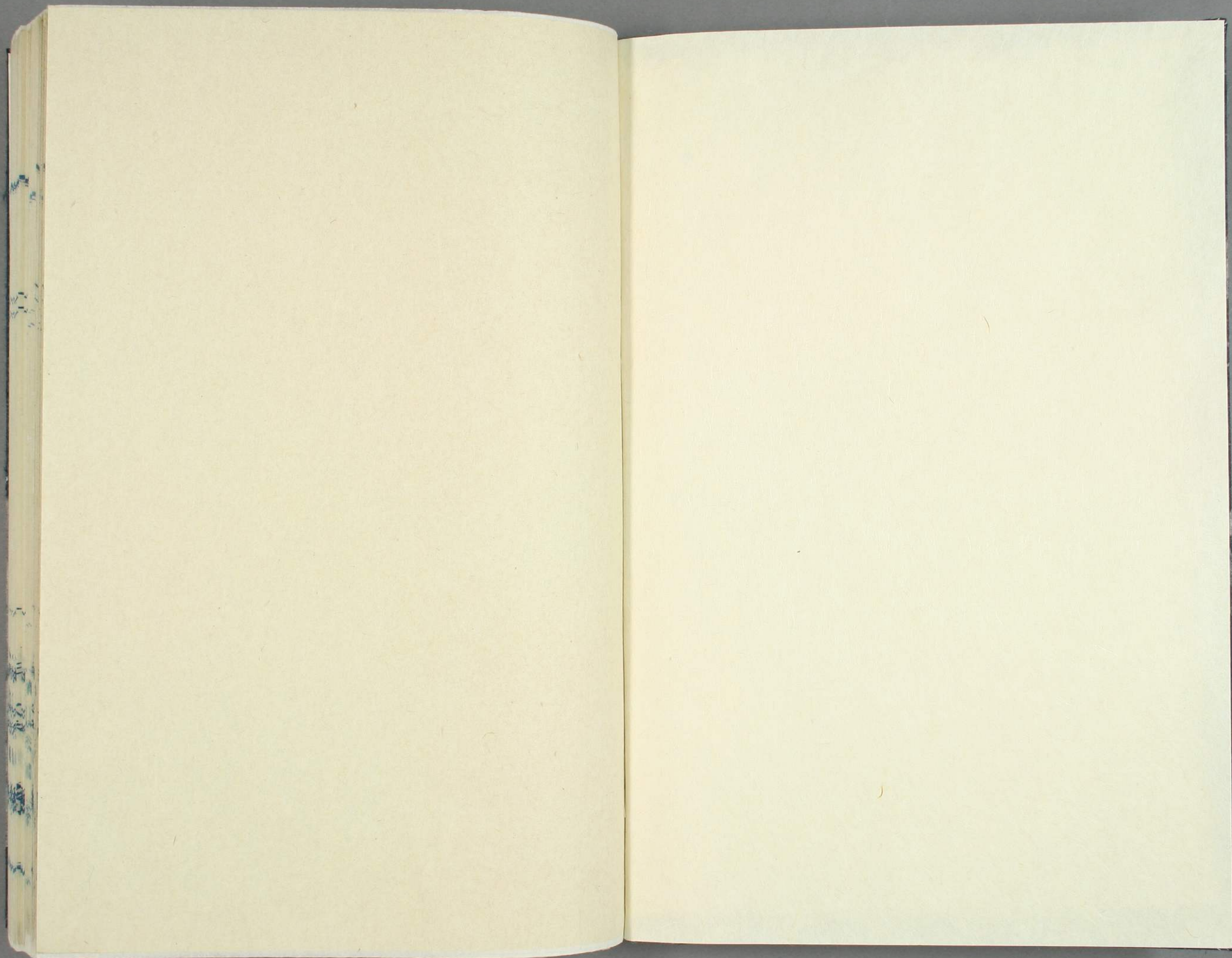


節地約律

第二編卷之二

洋学文庫
文庫8
C 158
7





吐之
節約律二篇

卷之二

三月十七日始稿
四月廿日定稿

同月廿四日再校了

申
系

節 吡約律 第二篇 卷之二

目次

五 他國人との約條の事

六 法を犯せり者并し重罪を定りし者之事

七 商家の散の事

① 散の前より往ひるる約條を付し散官證

の功驗の事

官證とを散人し與へる事
官許の證書を云ふ事

② 散人官證より免かれしり借金を押さる事

約定の事

○官證を得ざるが散人の約定の事

八大借財人の約定の事

九強談を以て取結いしる約定の事

節地約律第二編卷之二 目錄終

節地約律第二編卷之二

○他國人との約定の事

凡そ外友と此国

此の云英人の著述ある故に此国とハ列
英国との臣民と国内又と国外に於て約

定を以て結ふを得

凡そ我々と親睦ある國の人と
之を外友と云ひ不知る國の人

とハ之と云ふ 而して其人の本國と此国と親睦のるは右

約定より英國の裁^廳に於て公事をなすを得る

凡そ外敵の約定も若し其人此政府の守護を信じて此

国の事なる者も又此国王の免許を受けし^此

申すに

住む者あしこれ其約定全く虚せしむる法律

此の事~~は~~ 法律の條に於ては公衆の利益を

損ふ事~~は~~ 他人の利益を損ふ事~~は~~ 法律の條に

英佛^{英佛}の事~~は~~ 申中^{申中}より佛^佛の高^高と^とし^し 英^英の高^高と^とス^スと^とカ^カ

此の~~事~~ 佛^佛の^の 佛^佛の^の 英^英人^人ボリ^{ボリ}が^がん^ん

此の~~事~~ 佛^佛の^の 佛^佛の^の 英^英人^人ボリ^{ボリ}が^がん^ん

ホリ^{ホリ}が^がん^ん 其^其の^の 佛^佛の^の 英^英人^人ボリ^{ボリ}が^がん^ん

ん^んと^とを^をれ^れん^んと^とス^スと^とカ^カと^とス^スと^とカ^カ

註
△原平英佛の國名を
又ヨシマツハ平等の人名
ク 然れども錯雜に
る辭難くこと以て今假し
之と設けて 音官の理
解小供す

遂に公を起し英佛の和睦を修めんとすを訟訴

も九 是外敵の約定あるを以てスミス其^其の^の

の金子をばす事能はざる

愛^愛ハ 妙^妙あん^{あん}との約定^{約定}

其^其の^の 妙^妙あん^{あん}との約定^{約定}

時^時に^に 右^右の^の 妙^妙あん^{あん}との約定^{約定}

此の~~事~~ 妙^妙あん^{あん}との約定^{約定}

此の~~事~~ 妙^妙あん^{あん}との約定^{約定}

申
系

其姉妹前より地獄の事と云ふ事ありし事

其の事ありし事と云ふ事ありし事

其の事ありし事と云ふ事ありし事

其の理ありし事と云ふ事ありし事

又英人ありし事と云ふ事ありし事

勝多しと云ふ事ありし事と云ふ事ありし事

相違ありし事と云ふ事ありし事

我載ありし事と云ふ事ありし事

手調付木ありし事と云ふ事ありし事

代え若し中立的

國に居留せる英人敵國に於て本國の

と云ふ事ありし事と云ふ事ありし事

格を以て我々裁廳に出で、公するを言ひ通すを云ふ事

得るべし則ち是エレゴロ氏の言ひし事

其の事ありし事と云ふ事ありし事

其の事ありし事と云ふ事ありし事

其約定は、~~其約定は、~~ 故國に於て取結ひ

其年、~~其年、~~ 嘗て英佛戦争

の時、英人、~~瑞西国~~ スウェーデン 永住せる者あり、~~其年、~~ 佛國、~~巴里~~

斯く、~~其年、~~ 品物と賣買せり、~~此年、~~ 英商又同所、

旅して買ひ取り、~~其年、~~ 其代料と、~~其年、~~ 金子借用證又

と、~~其年、~~ 其後、~~其年、~~ 公ると、~~其年、~~ 其約定と云結

一、~~其年、~~ 雙方、~~其年、~~ 全く、~~其年、~~ 外敵、~~其年、~~ 小あれ、~~其年、~~ 其約定、~~其年、~~ 仮令

敵國に於て取結ひたる者、と云々、全く虚せしむる

小非、~~其年、~~ 且、~~其年、~~ 賣人、~~其年、~~ 買人、~~其年、~~ 互、~~其年、~~ 小不正の取引、~~其年、~~ 小あれ、~~其年、~~ 其

こと、~~其年、~~ 其公了り、~~其年、~~ 其言ひ、~~其年、~~ 通ふ、~~其年、~~ 其得たり、~~其年、~~ 其云へり

又、~~其年、~~ 我國、~~其年、~~ 親睦、~~其年、~~ 他國、~~其年、~~ 小永住せる、~~其年、~~ 英人、~~其年、~~ 小我、~~其年、~~ 敵國

の、~~其年、~~ 人民、~~其年、~~ 小高賣の取引、~~其年、~~ 小あ、~~其年、~~ 其永住せる、~~其年、~~ 土地の、~~其年、~~ 人

別、~~其年、~~ 其の、~~其年、~~ 免許、~~其年、~~ 其以て、~~其年、~~ 取

行、~~其年、~~ 其時、~~其年、~~ 其故障、~~其年、~~ 其り、~~其年、~~ 其入

又、~~其年、~~ 我、~~其年、~~ 國、~~其年、~~ 小親睦、~~其年、~~ 他國、~~其年、~~ 人、~~其年、~~ 敵國の、~~其年、~~ 軍艦中、~~其年、~~ 於て

中系

款對の~~所~~行~~り~~し~~と~~これ~~を~~生~~か~~擄~~り~~俘囚~~と~~して英國~~に~~連~~れ~~來~~れ~~る者~~は~~

俘囚中~~に~~取~~結~~ひ~~ら~~約定~~する~~者~~は~~囚~~閉~~中~~に~~處~~せ~~る

公事~~も~~あ~~ら~~ず~~し~~得~~る~~又~~は~~敵國~~の~~俘囚~~と~~す~~る~~

英人~~と~~これ~~を~~外敵~~と~~考~~ふ~~へ~~る~~故~~に~~此~~の~~俘囚

は英國~~に~~居住~~の~~人~~と~~取~~組~~み~~而~~して外敵~~に~~裏~~出~~せ~~る~~者~~は~~替

手~~形~~と~~し~~其~~の~~争~~を~~止~~み~~ら~~ば~~な~~ら~~ず~~し~~在外人~~と~~これ~~を~~取~~用~~

ゆる~~し~~と~~得~~る~~也~~

法~~を~~犯~~せ~~る者~~は~~重罪~~に~~處~~せ~~ら~~る~~者~~の~~也

公私~~の~~事~~に~~付~~き~~法~~を~~犯~~せ~~る者~~は~~法律~~に~~依~~り~~てこれ~~を~~考~~へ~~る

時~~に~~死人~~に~~同~~様~~の者~~に~~して其~~の~~法律~~の~~守~~護~~を~~失~~つ~~る~~

右~~の~~犯~~法~~の廉~~を~~回復~~せ~~る~~の~~為~~に~~非~~ざ~~れば~~は~~如何~~の~~様~~の~~理~~に~~あ

り~~と~~あ~~ら~~ず~~し~~裁~~廳~~に~~出~~る~~事~~能~~は~~ず~~し~~故~~に~~犯人~~に~~重罪~~に~~處~~せ~~ら~~る~~

罪~~料~~の~~多~~少~~は~~其~~の~~所有~~物~~并~~に~~公事~~の~~權~~を~~悉~~く~~官~~に~~差~~込~~め

出~~さ~~る~~り~~故~~に~~何~~れ~~の~~罪~~人~~に~~依~~り~~て其~~の~~罪~~状~~決~~定~~の~~後~~

に~~取~~り~~起~~せ~~る~~自~~ら~~の~~催~~使~~事~~に~~付~~て~~の~~公事~~と~~あ~~ら~~ず~~し~~也

申出た時ハ其^犯罪の席を以テ即坐^カ之と論破せし向
る

若シ人ありて此の如き罪人小物を与ふる時ハ罪
人其物を受くるを得ると云々之を我り所有と
使用をもを得る蓋其之を受くるを得るハ罪
人の身ハこれを受取るの能力ありて然るハ非^レ其
共之の物も与へる人其所行も虚^レ也と云々
得ざるも以テ也又罪人これを使用をも得ざる

所以と右の施主其贈めと再び取り返し得るハ
非^レされ共唯官の獨權^ハ由て其物官ハ得ざるも
以テ

又其刃犯人多りと云々若シ他人の為小なるを云
も射ハ犯人の廉何の故障も相成りざる也故
ハ死者の跡片附人も仮令其刃犯人多りと云
昔の爲るハ其刃を起すを得る又町役人と犯
人多りと云々町人と共ハ出るも云々

人の権ハ唯一時これと差止む向と云
 再此
 回復を事能ハさる非を故小大赦あり
 又犯罪の廉も回復する時ハ罪人の形態消失
 て約定の能力公するの權も亦これ小從て蘇生を
 する
 又罪人と云浩ひある約定ハ假令其罪人の不能
 カ一洗せきりと云先右約定より其手力
 罪人なり

公事起
 高泉分教の事
 許の證を云ふる官の功驗の事

高泉分教の事

①分教の前ハ先結ひする約定より分教

許の證を云ふる官の功驗の事

一般の規則より催促人の貸金を申出さる
 おがとさる事ハ同一の言葉あり而して催促人
 も免り向し事ハ同一の言葉あり而して催促人
 の之も免るも權ハ分教人の之も免り向しと

申出さる事

分教證の官

並行を欲するなり

故に多散人の官證^{トシ}其人を教さし時^ト拂の期

限ありしゆる借財并に官命を申出へて成さ

れ多^ク總へての言^ト前催促又と斯の如く借

財言前催促の回復の爲に其財を以て贖ふを

請件を皆許容せしめしなり
多散人申出へる

又多散人官證免許の後^ト借財言前催促の爲

に公事を起され故障を受くる時も裁廳に出て

其公事の根え全く當人が散りし事なればあり

起を申述て其散りを免さしむるを得し

れ九多散の官證に従て赦免せしめしなり當人

の自^ラ並に其財を付する品物として其

他品物の贖償を付し^てれを許さし故に多散地主

ありて其地借人^ト常吉とソ^ト一^ト者ありしなり

右地主借金の形に常吉の所持の字を具して押

一^ト多散りれりし事後常吉多散り及び官證を

申合川系

申合川系

別行

受けとるものと元と異なるものも起る
 小地主と具品おと互もくをり小裁決せられ
 又分取の官證と分取人の組合員小具約定仲間小
 としてハ許さずと得るくし
 又一般の規則に於て若官余のしりて申出
 るも得る時ハ分故人官證を付て其借^金の拍
 合と免る所も得るのみならず又其借^金不
 納^金の付て差出もへき債金も免る所く

而して若し催促人^{官余}に以て申出
 へき借^金催促人^{法律}の義務に於て其裁判を
 受くる時ハ催促人右借金の外其公可^{付費}
 せる諸入用^{但し其諸入用}
 分取の時ハ於て一具高未明細をとりと免れこ
 れも其時一同不申出ると得るく
 又官余^{催促人}のしりて申出へき^禮の催促^{を説}
 述^敬の事ハ此書の主意をわたりと免れ其中要

申出係

目と奉行してこれと論する事左の如し

先第一に催促人の未分散せる前小拂の
期限の満り多し借金を申出さのみするも從又

分散の事未分散の官命を受けざる前不

明の事多く元始の借入金又催促の付し

~~若し催促人其約定と元始~~

の事多し故の報告を下さる時これと申出

るも得る

又格別の主意ありて金貨其他何物もよるも分

散人の貸し返り而して其故者の事

あるは未拂の期限来りて且其貸し返り

の形證文を付又他の引物と

~~取り置きする物も此~~

の如し借入金或も其引物も其時既に拂期

限の満り多しと何故して申出て而して

此と残月の利足分と省く他の催

促人との扱ふに散金の割前を得る

又公散官余の出る時又公散の部と差出せる時

右公散人の為刑官の部 又公事付受合人と

るり或は借金の割合と引受け又公散人の

証人とあるつて人^{証人}に依令^{當人}取附る也

差出せし後或は右友人余の部^部に金^金を

其借入金と扱或は^{借金の内一部分を扱て其金高}も^も公散^{公散}の廉も

に裁^元融^元の中出する借金の催^元促人^元の代りて^{同元}公散^元の

の割^前前^前も^も扱^扱又若^若え催^催促人^{促人}其^其借^借金^金も^も裁^裁

融^融申^申出^出する時^時自^自分^分を^をこれ^{これ}と^と申^申出^出後^後其^其請^請

合^合人^人不^不ら^らり^りと^と余^余れ^れ他^他の^の催^催促^促人^人と^と同^同様^様に^に其^其

割^割前^前も^も扱^扱と^と扱^扱但^但其^其請^請合^合人^人と^とら^らし^しけ^け

右^右人^人を^を公^公散^散の^の部^部と^と差^差知^知し^し上^上る^るを^を致^致せ^せる^るに^に

公^公散^散の^の部^部に^に差^差置^置と^と扱^扱と^と能^能い^い也^也

英^英の^の女^女王^王ウ^ウイ^イクト^{クト}リア^{リア}の^の法^法律^律第^第十^十二^二及^及十^十三^三卷^卷第^第百^百六^六

申^申入^入る^る事^事係^係

申^申入^入る^る事^事係^係

△註

事物の成否小

由て拂へる借

金との借言ハハ手

貸子一家を

造管を不付

其大工と肩を

右の仕了りも終

時と若干人並

拂ひ又其期月を

以終りたる時ハ

若干金と拂ひま

くと約定する

う加ふと云ふ

篇の第百七十七章ハ凡く若く故人に去れ満小

て官命の出る前ハ事物の成否ハ由て拂ふべき

借金を約定し而して其分散官命の下る前未

定りたる時ハこれを約定せる相手ハ

高と定め人らぬ

小これと裁断ハ申出て而して其高の定まり

多りなりしと申立分散金の割前と受取ると

得るハ若く又其成否未定りたる前其金高と取

らるる時ハ其お手有事實成功の後

其借金を申立て先分催促人ハ拂ひたる割前

ハ相いりも其後の催促人とナリ一円の割前

と云ふを得る也但右相手其借金との約定を

取結ひたる時全く合致の事も兼知の上ハ之

の時ハ右の処置ハ及ぶ也

又同書百七十八章ナリ曰く若く分散致を

高人右取去れ満前

事柄の成功にて拂ふべき金子の拍合と約定し
 而して其成否未定なり且右形出願の旨に其
 催促を以て金高と定むるは從ふ此の如きは
 此法にて出の他章に於ても其拍合を申出さ
 ずして其約定を以て相
 手裁願の指圖次第ありの金高を申出さず許さ
 るへし但し其事實成るに終り且金高の定
 りあるまじし其催促を申出さず許さず事

と

又事件の模様より裁官の一所有を以て散の
 時不決し難き償金と仮令約定面よりこれを取
 りて十分の理ありと雖も散の時不これを
 申出さず相成りたる故に若し量の油を有する
 の價より後日た後一を約定を以て定めし其
 期日より至らざる前も其買人の故致し且其官證
 を得るに付

得るに付

さうして公に手と起さし、時をこれに拍合ハすと

得も又 ~~...~~ 約定せし品物と云ふ （前小）

欲せぬ時ハ前条の規則を以てこれを裁決とす

而して仲商有主の返戻及して品物と賣りある

る有在物主がらうと起さぬしゆも其仲商

分取官證を得るもの廉を以て之と言ひ拒

くる能はず

又弥六岩吉 兩人の争り （相争） 於て岩吉 （訴訟人） 弥

ヤロウ イハル

故ありて

（前小） 期限の満了

六の名前を以て延延み多の替手形 （残金） と拂ふ

を引受け而して其後其了見と要して此上を月

の時間小拂ふ （と約せし） 此 （岩吉） 間も

分取 （而） 官證を得るもの廉を以て引請の残金と

拂 （故） 小 （引受け） 多

是 （不） 於て弥六岩吉 （對） 素約の廉を以て訴訟小

及 （此） 此 （を） 於し （在） 金 （を） 多 （故） の （時） 小 （拂）

● （期） 限 （小） 多 （り） 多 （る） 借 （金） 小 （此） 多 （る） 又 （事） 也

あ

成功しとらるる拂ふる借金或は請合の借金付て
 八分散の時ふとれと申出るも能つる但此の如き
分散人其方
 けは分散の廉を以て其拍合を免佈し得る
新法其れたり
 又音藏半次兩人の公るふ於ては老花といふ者か音花
アトウロバトトリケ
 小返はふぬ少く借金ありし由て
 小拂ふ一と請合手形の金と引受けし代り
老花
自れと拂はし半次小托半次其請合金と音花
 の為小拂あふと引受け
 音花この起

と兼知せり
 在し金と其年の六月十七日拂期限
 とるしは尚老花素よりこれと拂りも亦半次もこれと
 拂りしも以其期限ふらんとり歩むる不付音花自之
 と拂ひしし同月廿日半次分散の官證を以て其官證
 とはるし
 代ふ音花が半次もね
 其請合ふぬしを半次分散の官證を以て
 と兼其金も拂ふしを裁決せしむるなり
 其故と半次の音花が其償金を決定して申出

又の時乃これあるを以てしる

又~~其~~散~~の~~債^{催促}人^債の爲に公するを

起し居る内其相手を散れ及^ふ

~~相~~を以て右の貸入金とを散れ付申出へて借

金とある人とあるものと一旦其を散れあひの公するを

廢止する非ざるにこれを申出する能るを而

しての散れ付此の如き借金を申出するに催促

人の取ると其を散れぬ相成り（を見込と

以取計ひしる事なるへし倘若其^後散れぬ相
成りたる時に再び^{最初}の公するの權を起し能
りたり~~○~~非を

第^七世^ノの法去第六卷十六篇百七十七章の云く若~~し~~

公散の官證を申て借財を免れ又ハ催促人と

お討して借金の一部分を拂せ全高の拂却と

る^{大借財人}又と^{大借財人}の^{大借財人}

~~其借財と許さるる~~重~~重~~行て散れ

陥り而して其官證を打ふる時右を散り付この證

入用借金高の外一磅借金高付十五、シリシグを催促人各に

拂ふべき家資十分と認めざる非され此官證を

得ると名尤当人唯牢舎を免り所を得るもの

但し当人の高具及び必用し家財又も当人并

小妻子の着用せる衣類の外後來の家資

付物とを散取扱人の手に入らるり而して

此取扱人との散の時当人の所有物と

掌握せしと同様其お後來のを取との權を備へ居り也

又同中より從へに再び官證を打りて借金

高一磅借金高付十五、シリシグを拂はさるる散人を

後日品物と得ると名尤右を扱人の

對するの外他人の對しを更な故障を受くるる

又催促人を散人の

所有物を取り右の●廉を以て散人の●公ると

言ひ拒む尤も散る扱人の手を経ぬるも非され

ハこれと言ひ通すを能はし又若し散の前小
拂期限の来りし借金付官證を以て後
此の對して公する起す時い仮令其官許の前其
催促人と借金互協の約定して其借金を
て其索償を以て一磅より十五ポンドを拂ふを得
たりしと云九官證の廉も以其名を以て言ひ
拒くを得る

又国外を以て其借金を以て借金を回復の公する付仮

令其約定を以て其借金を以て其借金を回復の公する付仮

を以て其借金を以て其借金を回復の公する付仮

以此国英國に於て其借金を以て其借金を回復の公する付仮

能はし此九国に於て其借金を以て其借金を回復の公する付仮

を以て其借金を以て其借金を回復の公する付仮

人民と此国に於て其借金を以て其借金を回復の公する付仮

破せしめし又蘇格蘭の大裁廳にて

借金の為る其の所有物を出し其借金を免す

此の事・第四世 ウィルムの法に第六巻及七巻
 の五十六條の法に行はるるが、英の法に於ては
 借金回復の爲英心の催促人の申し英の法に起
 されし公の爲に論破せしむるは、
 仮令其催促人蘇格蘭裁判所に於て許されし借
 財人抗論をせしと第九條催促人蘇蘭の法に從ひて
 此の如き借財人、家産の割前を受けしむるを申
 立てし非されしとれも回復をす事能はざるは、併

19

愛小第三世ジョージの法に第四十九卷第七條に
 從ひ、ニウファウンドラド英の國外の裁判所に於て
~~借財人の許容せし官證の公~~

小於て、格別の事あり、則右の官證は本國に於
 ては、借金を許容し、且、國に於ての公
 論破をすを得るるは、是ニウファウントラド
 の裁判所に、國に於て借財人の所有物を取戻し又
 其催促人と、國に於て一同に割前を得るの權

其國を散の法は
従て又行(る)引当
物より其借金を
免るると同様
英國より天候
い(い)借金を
其借金を以て
言拒くことと
得(る)なり)

和太川馬

あるも以(る)又其國住居の商人其國に於て其

結(る)借金の

~~其借金を免るると同様~~

~~英國より天候~~

~~い(い)借金を~~

~~其借金を以て~~

~~言拒くことと~~

~~得(る)なり)~~

くの用とあり也

第九「ウエストミンスター」の裁断に於て第三セクションの法に

第四十九卷第二十七章の條に「ニウズウエトラント」

に於て個人財産の

其官證を得る庸を以其に賦し出さず、再借金許答の官證を

得んと申出ると有る大これを得ることを能はざるは

一此元前の官證も以らざるも言拒くことを許

せん

申太川馬

口外散人官證を申て免れらるる借金を拂
おへる約定の事

~~英人の法律に~~ 散人官證を由て
催促を返還せしむる借金を免れらるる故
あふ五法に依りて借金に付新^規に明^規白
の約定^定を以てこれを拂ふべきものとせらるる但し其
約定よりて新規の趣意とれるる且官證を以て
る前後に拘りらるる

公英國の法に
依りて近來ま
てと

此れ其約束と其官證を拘りしものと散人自身に
これを拂ふへる約定よりあるるを以て
約束の必他物と以て賤ふの約束よりあるるへり
らざるも以て法律に依りて散人其借金を拂ふ
べき庸累の去付を以てする時ハ仮令^{其内}これを
拂ふべき意を會みあるると云ふ
散人の官證の爲らるる論破せらるる也又
散人申して散の時●貸人の拂ふべき期限の

来りしり借金と分故官證し免ふ一を其
及及及ハをし未存在せる借金とこれを拂ふ
へき後約と亦其の装趣意とあるのり余を從
又分故人の為小最初金子と立替拂ひくる者
計し分故人 ~~借~~がこれと拂ふべき拍合も
後後約と亦其の装趣意と也且其他 ~~借~~此
の如き拍合も分故人 ~~借~~借金と拂ふべき不
定或も確定の後約と亦其の装趣意と也此

其利是まじし拂ふ金 ~~借~~約束も亦其の

趣意なり

此九法律 ^{議院の}申て分故人其官證を仰る後其

後約 ^{も亦}当人又も当人 ^{も亦}其 ^{も亦}其 ^{も亦}其

子信ん出記署名せる約去り非されも仮令官證

と受とる後再約と亦其と其右官證を以て其拍

合と免ふ也又分故人の自筆を認むるも

名元其姓名を記す所時と之も十分の約書と

元了り能りて但與人の證を亦もるふ去面の始
或、其文中の己の姓名を認むる時ハ外ハ姓名の
去記する一と兼てこれを以て十分とせしむ
此九若く散人唯不定の約定とあり別都合次第
逐論及あり一と約定するは時と貸人在り散人其
逐論都合の概略を申出さるを得也

併 **前条** 申述へる法律の件しとと年英心

小 施^て頗る改革せり ^別 近年の分散 ^{の件例} 施て

分散人官證を得たる後ハ後約をなるとも其
官證の廉を以借金も免る所とて尚更ハ其催促
の都合ありとせり

ハ官證を得たる分散人の約定の事

分散人の散^{内決の}は無措むる約定は分散の官證
として虚せたりける借金を掛ハ人との約定を
除くの外とこれあり物ありきも更なる疑有
然れ分散人扱人ハ分散人の家財 **具高具**

其他
當人望の心用ぬらん全價抄拾^抄 ~~...~~

右の品物と除くの外當人分散の時又と分散後或^{内決の}

は其官證を得るの前持領せしむるの家資を收

領せしむる權を備へ^{...}而して右家資と云へ

る言葉中と^{...}所謂私財并代賃金のことをも從又

分散人の^{...}家改買^{...}破約^{...}其品在永扱

人の手に入^{...}又と具品の損傷せし時^{...}分

起し之と云^{...}并亦其他^{...}約定^{...}付^{...}

を起し^{...}權も含有せし向^{...}

故に又右永扱人を當人分散の官證を得る前^{...}

結ひ^{...}約定の利益を收領せしむるの權を備へ居

る^{...}又若し散人分散官命の下^{...}前^{...}

の仕事を致し^{...}約定を取結ひ^{...}其官

命を受^{...}前^{...}稍其仕^{...}分散後^{...}

てこれを終り^{...}而して爰に仕^{...}終り^{...}

分散人^{...}扱人の代人として其行^{...}確證有

右取扱人

とある時、其約定向の如く仕事み就の上、其

仕料の全高も **■** 回復をも **■** 得たり **■** 又 **■** 爰に

東吉 **■** 尾形屋信房屋両氏と七年の年期

と一週三ギリの給金と以奉るて返る約定と此塔

ひ **■** 損耗の故と云 此より右面氏 **■** 米を二百磅の金

高も拂ひり給 **■** 而して右年期未終 **■** する

前 **■** 米を **■** つけ其後 **■** 散り **■** 散り

ひ **■** 約定破断の原と云 約定破断の原と云 **■** 米書の金 **■** あり

21
22
23
24

回復 **■** 五取扱 する **■** 公 **■** の権も全く **■** 散 **■** の手 **■**

返 **■** 取扱 する **■** 取扱 **■** する **■** 又官證を受け **■** する

散 **■** 取扱 人の **■** 取扱 約定の上 **■** 或人 **■** 取扱 拂 **■** する

け **■** 取扱 散 **■** 人の家 **■** 資 **■** 其 **■** 債 **■** 其 **■** 具 **■** 右 **■** 官 **■** 證 **■** 下 **■**

る **■** 妙 **■** 其 **■** 約 **■** 定 **■** 不 **■** 相 **■** 合 **■** 再 **■** 以 **■** 其 **■** 家 **■** 資 **■** 手 **■** 收 **■** 領

せ **■** 取扱 不 **■** 合 **■** 公 **■** 事 **■** 取 **■** 扱 **■** 人 **■** 再 **■** 以

これ **■** 收 **■** 領 **■** せ **■** **■** 取扱 不 **■** 合 **■** 公 **■** 事 **■** 取 **■** 扱 **■** 人 **■** 再 **■** 以

小 **■** 裁 **■** 許 **■** せ **■** 不 **■** 合 **■** 公 **■** 事 **■** 取 **■** 扱 **■** 人 **■** 再 **■** 以

とわきの前も敢て取扱人小判 其家資^{保守}
 のみふ何りしては後發小これる^是全く分散人の越
 度小され有るとは^行又其^{取扱人を知る}同様の理を未
 官證も得ざる分散人の家宅^{催促人の}のみ破開致さ
 せ而して分散後當人の^得家資も奪ひ取
 られ^此不當人^其官證も得ざる後再び催促
 人とり^其不法を咎
 えし訴訟も及ぶ^{先きの}家資^{取扱}

人の手小入トを^其修^{催促人の}所有とる
 是^度恰も^押領^多改定^物同様の理^後を^訴人^{これを}
 回復も^能い^るを^裁許^せられ^り
^内蓋し^分散人^分散^後に^結び^しる^{約定}又も
 其後取得する所有物^未其官證も受け^る
 ハ取扱人の権十^分これ^る而して其
^此散^後の^散人^の由^して^結ば^る約^定は
 其取得する所有物^付て^分散^取扱^{人の}権

取扱人の権ハ唯^{自ラ散人の所有物} 撰扱の権を行ふのこゝろ

其撰扱を行ふ迄ハ^{内決} 散後取得^{内決}の所

有物の主ハ則ハ散人^{内決}なり故^{内決}ハ仮令當人官

證を得たる内と雖ハ散^{内決}後當人の取扱ハ

約定の付セハ正しく公するを得る

此事^留今ハ明ハ確定セリ故^{内決}ハ未官證と受けざる

ハ散人^{内決}と右取扱人未^{内決}其事件ハ關係セざる間

ハ散^{内決}後當人の取扱ハ約定の付公する起^{内決}を

不

と得るを以規則とす

鎮平鳥藏^{たじろ}西人の公事^{トラン}ハ則右の主意を以裁許

せしむる公事の一例^{トラン}撰扱此公事ハ^{トラン}或人^{トラン}

勘定書^{トラン}起りし事^{トラン}右勘定書と出せる

者^{トラン}之を拂ふ一人^{トラン}對ハ散の廉を以これ

を原^{トラン}せしむる事^{トラン}と謀^{トラン}りし^{トラン}散人^{トラン}これと訴

訟^{トラン}の公事^{トラン}なるを以其拂方右勘定書

を認めたる時^{トラン}ハ散^{トラン}前^{トラン}と此^{トラン}ある趣^{トラン}を以これ

と論破せし宴の於ては故人の答も右仕事とふ
 したるを以て散^{元柳の}時後りし且其仕りし金く當
 人なりしは家族取續方少く必用のおも致しん
 趣も申立たり此時又其相手の答も右去付發出
 前より当人未だ散の官證を受けざりし趣を論
 一ありし^{此答も}て雙方の論さし停し是評
 議の後訴訟人勝公すと裁決せしとありし^評
 亦^亦故人未官證をねせし間当人の

別行

拂ふべき金子借用代ふ又と当人の裏書せる金
 子の手形もは押期限の来りたる金子を回復を
 のりし^{当人の}並小賣はせし品物又も取行ひたる仕り
 或い^{これらありし用あり品物の}價を回復をいそ
 公ふお於ても前川内校の理を以て裁許せし^起
 此^唯若く散の時お於て^唯当人の牙を拍りたる納
 定^皆壁言へい当人の技巧^皆力^皆を用ゆるの約定を取
 結ひし未其事を終らむ且当人の助力を假らむ

神皇正統記

して其約定を遂ぐる事能はざる時、右取扱
 人当人もして助力あらずむるは非ずれ^{強て}其約
 定を領取する事能はざる也又若く散^{内天}後^{内天}る官
 證をねざる前右扱の約定を告散人と取結し時
 は当人の告散は拍りトも当人自ら公するも其の
 権十分これありしをうばざる未論定せし
 又幸六^{コルマ}春^{バロウ}次^{バロウ}節^{バロウ} 西人の公するに於て^{職人} 散人未官證
 と得ざる間其取扱人家資利益のあは其職人を使

神皇正統記

用し時に其仕料を拂ふるに約定するを時と分
 散人其仕料を取扱らば回復するを得^{職人}
 〆と裁決せしむるも^{職人} 此^{職人} 出^{職人} するの裁
 件は甚疑ありしに似たりしを
 又あ各の規則は分散^{職人} 人其^{職人} 身^{職人} の^{職人} 力^{職人} の^{職人} あり
 小致しある願望の公するの外は^{職人} 適^{職人} 当^{職人} 〆^{職人} を人
 〆^{職人} する事^{職人} 分明^{職人} 〆^{職人} 故^{職人} 〆^{職人} 家財の仲商^{職人}
 〆^{職人} 未官證と得ざる^{職人} 〆^{職人} 散人^{職人} 〆^{職人} 〆^{職人} 家財も

持運する事を受合ひ而してこれらなる敷
 の人車も雇ひ荷箱も用意し又一二の家財も
 修費を加へ且これらなる多分の費を拂ひ
 此らも松丸これらなる敷金も望
 みまゝに其催促全く当人の力方より起り
 小非も受ても此の散官許の前後も拍りも其
 仕料此の散官の手に入るるに其決せし
 して近來の一公可も放ても右の同様の

決せられし其定まり未定証を以て散人
 良庵とて了る医師一人の所有の薬品
 品を~~其~~拂ひ納定しし其品も
 所有しし散官の如く職業とて當り且又再
 の新薬劑も掛借し而して病容も自ら薬
 品を給しあるに其代料も回復せんと
 せしむるを起せし其代料も当人自ら力
 せし廉あまも其代料悉く当人のよし


別行

小者しそ散取扱人の手小入りあり
蓋し 散すり散人の手造りたる約定しそ起せざる
蓋し 散すり散人の手造りたる約定しそ起せざる
 の權と取扱人の手小落入をるまに右取扱人
 散人自己の名に斯の如き約定をなせる起す
 を許さる但しこれと許す時其權を失ふ且
 多散の條例に於て此の如き公するの權を悉く取
 扱人の手小あるを以るり

大借財人の約定の事

別行

大借財人赦免の條例の恩典も官小關係
 せし借財を除くの外民間交際小属せし借財或
 小貨幣の催促の爲小英國及「小」小の獄
中 囚人小及ありり而
 此條例に赦免を蒙る如置の仕
 右大借財の囚人入獄の初日より十四日
 間小右赦免の歎願を差出をるり或る又
 其期日歎願を出せと云え裁断す

これと  と考ふるは赦免を受くる

相当

右期日中

あり又若囚人自^{右期日中}歎^{右期日中}願^{右期日中}出^{右期日中}をせしむるに

其催促人の中誰れも大借財人処置の法に従

し当人の家産をも配の上赦免せしめんと

以歎願をも差出せしむるの權を備へんと

右の歎^歎願^歎の^歎事^歎を^歎以^歎差^歎出^歎せしむるに

て後^歎裁^歎願^歎の^歎事^歎を^歎以^歎差^歎出^歎せしむるに

元^歎行^歎ら^歎る^歎り^歎而^歎し^歎て^歎此^歎令^歎令^歎由^歎て^歎其^歎身^歎并^歎不^歎家^歎族^歎の


又衣業道具

△全價も台を
取捨せしむる出
さる品也

着用せし衣業被著蒲團其他斯の如き必用物を除く
の外^存本^存国^存の^存内^存外^存の^存物^存も^存當^存人^存の^存家^存資^存及^存其^存諸^存物^存及^存其^存具^存

赦免せしむる前當人のよほはるるを百般の品物

權位等  又  當^裁人^裁官^裁    出^釋牢^釋の

及  ひ^釋而^釋し^釋其^釋赦^釋免^釋を^釋得^釋る^釋前^釋當^釋人^釋の^釋手^釋よ^釋ほ^釋る^釋

も品物或は此赦免の前當人の拂ふべく相成りある

貸^再金^再を^再悉^再く^再假^再取^再扱^再人^再の^再手^再よ^再渡^再る^再に^再但^再し^再此^再假^再取^再

扱^再人^再と^再其^再交^再り^再多^再る^再物^再を^再他^再に^再再^再ひ^再分^再與^再せ^再る^再

るく唯其使子これをも預り置くる

又汝收の命令出ましく後裁廳より當人の家

資^諸物の取扱人を命ましく而して此取扱人も

其後余の趣と裁廳に申述べ歸るは取扱人の

預り直けたる家資權位^持悉く裁^催人のあふ

より取るる

右没收の命令後十四日の内或も又催促人

其歎の書と出さし時其命令と當人の通達

△法は後て其
者を知置のる

の後十四日の内或も又裁廳より期日延川相成

りふらふりゆと兼知何を付其期日と過き後と

其れ當人借^借金^金并ふ其所有物と認め

たる一冊と裁廳に差出さるる

其後^裁裁^官出さるる時日^時均^均下^下と五^五換^換の

而して當人の歎願書及右一冊の真偽を取

糾し並に其均立合人の請合を雙方相違これ等を

旨問論の上より裁官初め當人の出陣を

條例の恩典を蒙ることを

又此赦免を蒙る時、没收命令の前當人の

元借主たる借入金又は其債役人或は催促人と

する一紙又は當人の名を以て裏書せしめ替り形を

所持せし者たるて前段の一冊中の

名を記されたる故人の對し没收命令の時

拂期限の満了する借入金と免れを得る

は此法を以て夫の赦免を得る時、其妻未嫁

別行

せしる内其妻の拂期限の満了する借金の

免除をも得るを且又婚姻前

妻赦免を得る付、其妻より家賃書上の

一冊中の記載せる夫の借入金に亦これを免

れ得る

而して議院の法律に於て人々借財條例の恩典を

蒙る後、一旦厘せしめたる借入金に又

新約定を以てこれを回復せしむるを起す

と云元 **其** 條例よりほりされい 他^{回復の裁}の法を以再

し **許**もはるる能^{借金}を而し若^{回復の裁}右新約定の

類を以^{借金}回復のよりを起さぬ^{借金}の商人をて

大借財の條例より従て全く其赦免を受^{借金}ける

起を以^{借金}とれを論破するを好敢て他

言を弗^{借金}受ふ及び **を**とん

又大借財人の赦免を唯其時未^{借金}取定らざる贖償

小付こ言前を法く事能^{借金}り故に贖償の付ての

言前又これより為ふ^{借金}に^{借金}約^{借金}定^{借金}小^{借金}引^{借金}續^{借金}きて

許し難を割合 **の**言前小付て當人免り

悔^{借金}事能^{借金}りを^{借金}又^{借金}赦^{借金}免^{借金}前^{借金}不^{借金}顯^{借金}り^{借金}れ^{借金}る^{借金}者^{借金}と^{借金}云

尤^{借金}其^{借金} **理**不^{借金}依^{借金}る^{借金}取^{借金}得^{借金}る^{借金}利^{借金}益^{借金}の^{借金}公^{借金}る^{借金}に^{借金}付^{借金}て

免る^{借金}所^{借金}を^{借金}得^{借金}る^{借金}故^{借金}に^{借金}大^{借金}借^{借金}財^{借金}人^{借金}の^{借金}其^{借金}入^{借金}牢^{借金}の前^{借金}

借^{借金}金^{借金}回^{借金}復^{借金}の^{借金}為^{借金}る^{借金}取^{借金}起^{借金}さ^{借金}れ^{借金}る^{借金}を^{借金}唯^{借金}因^{借金}循^{借金}

小^{借金}流^{借金}未^{借金}裁^{借金}許^{借金} **受**る^{借金}者^{借金}と^{借金}云^{借金}元^{借金}其^{借金}赦^{借金}免^{借金}の^{借金}時^{借金}取^{借金}定^{借金}

は^{借金}ざる^{借金}贖^{借金}償^{借金}の^{借金}付^{借金}て^{借金}は^{借金}免^{借金}る^{借金}所^{借金}を^{借金}事^{借金}能^{借金}り^{借金}を^{借金}

而して不正子養育の諸雜費とて寺領地を差出
 たりと約定も取結ぶ時其約定の本人借財を赦
 免の法を赦免と受くると云ふ其後引續き不
 正子の諸雜費を拍合^{拍合}ぬを得たりし
 又大借財人赦免閉漏のり唯當人たり差出せる
 家賃書上の一冊中の拂期限の來りたる趣こは
 認めたる催促人^{格段あり}の借財の付て免^免りするを
 得而して一般に此の如き催促人^{催促}の^人に^に拂期限の

34

來りたる借財の付て残る免りするを得たり
 非を故に大借財人と右書上中の載せざる借金
 を免りする能りる但し催促人たり委細の頼
 或も公然とる難きるを以これに載せざる可
 又別する多し蓋し不正の書上と當人たり
 差出せる^大借財人の法則に戻り必虚せざる可
 といひるなり
 此れ當人の書上中の載せたる催促人の書記

或は其借財の高小付て **聊**の相

違これあると云え敢て 此條例の恩典と學ぶ

すや非を故に若右書中小催役人の記載當人

の欺罔を以て **詐**せし又これと誑導せしむ

る明瞭する時、仮令其書中の文言不 **明**

行届の及これあると云え敢てとれり **其**事實

と害をさるる **書**上中小認めし借金

高の相違あれあり **時**ハ議院の法に於て

其當人、**借**し **借**金又と拂残り等

を其書中小認めし **借**金又と拂残り等

るくして誑相違これあると云え敢て **其**心と

これと欺罔せし **明**瞭ある時、其誑

失小拍ハ、事なく **其**條

例に從て其恩典を受くるを得 **其**條

の書上中小催役人を認めし **其**條

誤りて **其**條

三磅の借金と一と認ぐる小付比るる
とより催促人からこれを訟へ一時の
法則をこれを守護する能はし又商人赦
免の康も以其るものと論破する能はし是
は第一第二ダクトラ百十篇第七十一章の法
五磅以上も催促人からその利益を奪ふに
至ることをしるる

又大借財人の替り形を以拂ふる借金
金子付

其これと所持せる者の名を其書上中
と其人名を知トする趣を認むる非
されハ
能はし
むる時大借財人其手形を拍りし
並小其借
又大借財人赦免と年賦を以拂ふる金子或

と 證文と 他^の引當り依て後來拂ふ
ま 借金を免く^る

又右書中の法則に依て取扱ふ 一 借金を唯大
借財の如置とも受く 一 様あり 一 借金

高と定めしを得る借金の^も 故に若し右
如置とも受くる時も定め難き後身事物の成否

小 借金に依りて 申て拂ふ
ま 借金にこれある時、其の條例の書面と依

其回復を免く^る事能^はず 故に若し大借財人の

赦免の由て廢止せる借金を當人の生命請合證文

と 以てこれを拂ふ^るを請合^ひて

當人若し生命多^く合金を拂ふの約定とあり 或は貸

人よりこれを拂ひて當人がこれを拂ひ返すを

と約定するを時、借財人の赦免と其公^に

を言ひ拒くる能^はず 此れ若し其借金を付

てれを如置^して 金高と取扱^ひたる時

申す一系

又公事と申し
起さぬ他人が~~あり~~ ~~同族~~ ~~の~~ ~~借~~ ~~金~~

~~を~~ ~~押~~ ~~さ~~ ~~す~~ ~~相~~ ~~成~~ ~~り~~ ~~を~~ ~~其~~ ~~借~~ ~~已~~ ~~り~~ ~~借~~ ~~金~~ ~~と~~ ~~相~~ ~~成~~ ~~り~~ ~~或~~ ~~は~~

~~の~~ ~~所~~ ~~行~~ ~~ふ~~ ~~申~~ ~~て~~ ~~地~~ ~~人~~ ~~の~~ ~~お~~ ~~り~~ ~~回~~ ~~復~~ ~~せ~~

~~押~~ ~~さ~~ ~~す~~ ~~借~~ ~~金~~ ~~少~~ ~~け~~ ~~或~~ ~~は~~ ~~誣~~ ~~言~~ ~~誹~~ ~~謗~~ ~~の~~ ~~為~~ ~~の~~ ~~申~~ ~~復~~ ~~せ~~

~~借~~ ~~金~~ ~~少~~ ~~け~~ ~~又~~ ~~は~~ ~~其~~ ~~他~~ ~~總~~ ~~て~~ ~~當~~

人の邪心を以取計ひたる不義不道の~~所~~ ~~行~~ ~~ひ~~ ~~に~~

~~下~~ ~~差~~ ~~越~~ ~~り~~ ~~し~~ ~~り~~ ~~借~~ ~~金~~ ~~少~~ ~~け~~ ~~當~~ ~~人~~ ~~の~~ ~~借~~ ~~金~~ ~~と~~ ~~相~~

成り居る事~~ハ~~ ~~裁~~ ~~断~~ ~~し~~ ~~放~~ ~~し~~ ~~石~~ ~~の~~ ~~申~~ ~~復~~ ~~せ~~ ~~と~~

造るに届く時ハ赦免の席を以これを免る所

了能るも然れ九斯の如き時ハ裁断し放て右不

義の借金をも取除く付直ちに赦免するあり

言を申復し~~且~~ ~~右~~ ~~不~~ ~~義~~ ~~借~~ ~~金~~ ~~の~~ ~~席~~ ~~を~~ ~~以~~

裁断の差~~因~~ ~~の~~ ~~後~~ ~~二~~ ~~年~~ ~~の~~ ~~間~~ ~~入~~ ~~牢~~ ~~の~~ ~~上~~ ~~申~~ ~~復~~ ~~し~~ ~~許~~

さす~~旨~~ ~~を~~ ~~申~~ ~~復~~ ~~せ~~ ~~所~~

又大借財人の公事ハ設收官命の前當人~~の~~

取結ひたる約定を付公事~~と~~ ~~相~~ ~~成~~ ~~り~~ ~~時~~

其知置分散人の処置も異なり事あり而して

~~大借財人より起りしる~~ ~~此の如き約定のりり~~ ~~此の如き約定のりり~~

これと言ひ防 ~~但し~~ 若其公る及

過料の原因唯 當人の身 ~~此の如き~~ 懸り而して當

人の家資も拍りたる時 ~~又~~ 別事多し又

若し斯の如約定も付其らりの始まりし時 ~~其後~~ 改收

の官命未存在す ~~此の如き~~ 時 ~~其後~~ 當人 ~~改收~~ 出裁

廳 ~~此の如き~~ 評 ~~此の如き~~ 處 ~~此の如き~~ 廉 ~~此の如き~~ 其らりしと

言ひ通しと能はる然れは歎願書聞後し

結局の赦免前當人の拂ふべき借金及び其所有

物も付し其公事分散人の公事と相違これあ

るべきや否此事未定を存する所なり蓋是右結

局の赦免前當人の拂ふべき借金又も當人の取

得る所有物悉く右取扱人の手に入ると以

る ~~然れは~~ 頂 ~~此の如き~~ 庵 ~~此の如き~~ 西人の如き ~~此の如き~~ 詰右門

併次りの旧例も後 ~~大借財人~~ 歎願書聞

且當人裁聽の年は由て

糾の後當人は糾定の止賣返せし品物あり公

りと起しと得ると定められし其故も取扱人

の中に裁り起し時に約定す付當人不相当の庸を以其

言前を破るり能らざるへきを以るりて而して故令

第一世をするの法を第四編の第百九章中の裁決すりて

此篇より当人囚閉の間他人と相拂りしる借金

及び所有物を付て當今行を為するの條例中

と日檢の箇條よりありと重たりて他を免れるべし

其の

4

以し事を付當時行ふ法則と同理と人言む

あるへし則は第一世及第二世の法を第百十篇

中の規則と其條例の後に裁聽するに款を出す

と出せし者も扱扱人其間の力を當人の貸

金を催促するに非ずして没收命令後を

赦免するに非ずるに非ずるに非ずるに非ずるに非ずるに

ふれを得る事と相がりしるを以るり

又大借財人取扱人及没收官命を待ち而して赦免するべし

受ける時間小^{当人} 衣食信用のものを行いたる仕
事の公事^ハ付て之を言通をよと能はん而して如此
公事^ハ於て其權當人^ハ十分^ハ此ありとい
此れ共右叔免後他人より当人^ハ拂わす借金を回復を
權^ハ付して官證を受たる散人の公事^トこれを一
様^ハ論をへし其事實甚だ隔絶せり則是れ
散人^ハ官證を得るとし右様の借金^ハ付
て敢て他人の牛を徑るよとて自ら其公事を

44

るその權を保ち而して大借財入ふとて之と全く
相及し其叔免^ハ拘らん書上中^ハ挙つるとは彼の借
金未^レ皆済^ハ及びしとて尚^ホ殘金^ハあり
間^ハ公事^其の權尚^ホ取扱人の手^ハ存在しとて当人^ハこれ
を^ハ專^ハする能はん取扱人^其間^ハ入りてこれを取
扱^ハす

大借財入置は借財の
再新の

申察一系

然れども

赦免後借財人処置の思典を

受け其裁許を得たる借金を以て新約^定としてこれ

を拂ふ^{再興}せしめ其借金を取^{再興}て^{再興}人の権金

を散人の位置に異する^{是れ}を假令其約定あり

新規の~~借~~趣旨を以て又借ふ^{大借財人も亦も散人も自ら}と

た^{大借財人も亦も散人も自ら}て其~~借~~定を以て^{相合ふ}と能は

せし^{大借財人も亦も散人も自ら}て^{相合ふ}る

蓋し如此し約定を全く虚無とする^{大借財人も亦も散人も自ら}べし

45

〇而して其金高

当人大借財人の條例

に従て^{大借財人も亦も散人も自ら}て

を^{大借財人も亦も散人も自ら}て

新借金の一部を

此れを^{大借財人も亦も散人も自ら}て

牛形と出せしめ

是を以て或る人^{大借財人も亦も散人も自ら}を為替牛形と受け合^{大借財人も亦も散人も自ら}ひ

財人^{大借財人も亦も散人も自ら}の條例に従^{大借財人も亦も散人も自ら}て其^{大借財人も亦も散人も自ら}一部を^{大借財人も亦も散人も自ら}て

結^{大借財人も亦も散人も自ら}約^{大借財人も亦も散人も自ら}し^{大借財人も亦も散人も自ら}て其^{大借財人も亦も散人も自ら}牛形^{大借財人も亦も散人も自ら}を^{大借財人も亦も散人も自ら}て

定の金高を回復する^{大借財人も亦も散人も自ら}べしとを得たる^{大借財人も亦も散人も自ら}を約定する

又第五及び第六世^{大借財人も亦も散人も自ら}の法書第百十六篇^{大借財人も亦も散人も自ら}并に第七

世及び八世^{大借財人も亦も散人も自ら}の法書第百十六篇^{大借財人も亦も散人も自ら}並に第九

法則中^{大借財人も亦も散人も自ら}にハトヤ^{大借財人も亦も散人も自ら}の商人又々此類の者^{大借財人も亦も散人も自ら}を

不用の品を拂杯^{大借財人も亦も散人も自ら}する者^{大借財人も亦も散人も自ら}とし^{大借財人も亦も散人も自ら}て^{大借財人も亦も散人も自ら}て

申^{大借財人も亦も散人も自ら}入^{大借財人も亦も散人も自ら}る^{大借財人も亦も散人も自ら}係

分散取扱の裁廳へ歎願を出し官の~~保護~~に預け
と得りて定められり而して^{前段の}右法書~~に~~大借財人
右の歎願書と差出せり後うて其時拂期限とありん
貸金の公事より假令当人其時官より守護を受
けり借届の官命と奉せしむ内と虽せしれと公事
より能くしむ事と定められり

又右^{前段の}法書の~~第~~第十章ハ右借届の官命より右歎
願書差出しの日附前元借ひくる借金を付公事と

起さるる時々これと言防へしとを得し然れども
此官命より第七世及び第八世の法書第九十六篇第
二十二章の文言を稍しこれと相異るるらふゆへ
其後世第七世及び第八世世王の法書より此官命を唯借
財人の其身のみの守護を受くべからず且つ
此官命も以て公事と言防く能くしむるは事
る所一時甚だ疑を生じりしれども其後漸く其
説を得りて両書の條例相異なるるに於て一定

of the court law
an execution does not obstruct jurisdiction

和歌山縣

せりと見(多)り則ち其前書の條例に由れり歎願書
差出しの前元債ひ多り借金不^せ残言防くはしと
得又後書少くはる当人より家資書上中へ奉る借
金の少く言防くを得るも以て到底其理一途に歸ると
を以てする

然れども大借財入右議院の法を以て守護を受け債
局の官命を得る時々^借借人^其其家資書上中
に其借財を誤て認め而して其^過失^全当人の欺罔和曲

41

し出はれ非れを仮令其語中へ落度これありと虽
も催促人より其不正を咎めりて無理にこれと言通ん
る能くをり

九 ^強 談を以て^借借へる約之り

凡約定を公明確定せんとするやち兼秘しく前卷
に論せし如く法律に於て其約定を取結ぶ雙
方同心乃一致を要するなり故に恐喝不道に以
て^其時^人人^代代

申上り

入札

取結

の約定と云ふへくさる也」而して斯の如き模様
を以取結へる約定も則之を強談を以取結ひ
る約定と云ふなり

又古書中あり強談乃約定の關係せる裁許の
例少くも然れ此類の公る現今に至りて
甚稀なりと故小此のあ付て唯其要則を
挙くるを以するべし

和合川縣

強談の仕方二様あり一は實暴
と云ひ一は虚喝と云ふなり

諸通例の囚閉又ち他の仕方より實人な囚閉
と云ふ其^若これに囚めし事は及し又ち法^適
ふと^{其如置}酷^{其如置}過くし時則強談の約定を
虚せとする事を得る或は又飲食

をも給せざる亦の如き非常の苦難
を受くべき様なきを而して斯の如き苦痛

別行)

不

と免うれ人うぬ小常人に~~あ~~も得~~も~~定~~も~~

取結み時ハ同く具約定虚無つとち~~も~~得~~も~~

然~~れ~~若常人裁~~庭~~が至当の^裁権~~も~~以

~~獄~~獄中~~の~~時ハ常人~~と~~若出せ

約定~~と~~右~~の~~閉~~の~~席~~と~~以~~て~~全く虚~~也~~と~~あ~~ん

能~~り~~

又^{春吉秋花西人の}公事^巨裁^許の後~~相~~手^{秋花}裁^庭を

起~~し~~も好事~~實~~これ~~も~~以~~て~~右~~の~~訴~~訟~~人~~春~~吉



小~~若~~若地面請文~~ん~~調印~~ま~~り~~何~~時~~ハ~~

獄中~~の~~入~~置~~ま~~へ~~る旨~~と~~以~~て~~劫~~り~~而~~も~~これ

故~~も~~春吉~~に~~あ~~る~~も得~~る~~獄

中~~小~~放~~て~~これ~~を~~調~~り~~出~~牢~~も~~事~~も得~~る~~

其~~後~~春吉~~此~~事~~と~~積~~憾~~小~~思~~ひ~~素~~よ~~う~~謂~~あ~~る

入~~獄~~は~~さ~~れ~~る~~も~~以~~其~~證~~文~~と~~虚~~也~~と~~あ~~る

昔~~訴~~訟~~小~~及~~び~~争~~り~~然~~る~~も~~此~~時~~裁~~官~~が~~リ~~テ~~是~~也~~

由~~て~~春吉~~囚~~獄~~の~~も~~官~~法~~を~~以~~て~~囚~~獄~~は~~さ~~れ

申~~入~~一~~系~~

するを以強訟の **例格**を取りてこれを裁許
 する能りも此九素より公するの元因あり
 一囚獄に **入**るる **廉**を以宜しく
 其償金を取らんしと申渡されども
蓋し人若し **私訟**を以囚閉致さば間取結ひ
 多し約定の付又は實情の元因これなく
 借金借取の爲獄中 **取結**ひし約定と異れ不明の
 事ありとも強訟の裁許の語一これと虚

51

無する能はざるへし

然し **爰** **其**所持の品物あり或人の為

に其品物 **監物** **裁官**の於

て其證據を乞ふ **今**其證文をお返し

囚閉を許 **旨**を以威されり其囚

捕を恐れ **強訟**の例格を以

是其所行 **當**人其仲の **抱**り合ふ

る **全**く虚唱 **妄**訟あり

の明瞭なるを以る

又如きは公事付の規則明の若し入と四閉子放て

をら事法更し不法の事法これよりきとをわこれと四閉

せしめし目標目を以てえ借ひたり箇條を

敢て虚無とらうと能はん然れし若し四閉具守

不明の事これより雖も其四閉の席に附け入り

本来の目標に相及しる餘事の證書等と言

通しんとしとらうとらうと強談呼の為とんある

別行

を以て如此し約定の箇條を虚無とらうとらうを得ん

強談を以てえ結しとらう約定する其強談の仕方四

様あり第一より生命と奪ふとの呼喝を以てする

より第二より四肢と断つ呼喝を以てする第三より

四肢と害傷とつと方と以て威するの第四より四捕

を呼喝を以てする事

得呼喝を以てえ借てしとらう約定する唯呼打擲

射と呼打擲し或は土地品物と奪ふつと威を示

そ也否其疑ふ所とせり

強談を約定も又借あ当人自ら受くあつたれら虚無と

あつたれん而して若し他人少くもこれ関係する

古とちう他人の受くも強談と^{免かれん}為め約定と

え借ふとて此約定を虚無とてあつたれら

能く若し本人より代りて代人其本人入獄故とて

難と同様受くあつたれら^元強談あ所業より付^元虚無とてあつたれら^元又強談

と受へて人を救はんが為め他人其人の代り約定と元

借ふとて其約定虚無とてあつたれら故に強談と^{無罪は}て

書^{子供}又^{子供}て借をせしめ約定を其夫又を西親

し^{子供}て虚無とてあつたれら而して佛國の法をて

強談を以て^{子供}て借ある約定を其当人よりあつたれ

尚^{子供}又夫婦^{子供}並に其骨肉親戚^{子供}て借

其約定も虚無とてあつたれら^{子供}の^{子供}原因

又若し^{子供}他人^{子供}の獄中^{子供}に^{子供}因^{子供}て此^{子供}罰金

申^{子供}上^{子供}る

申^{子供}上^{子供}る

申^{子供}上^{子供}る

申^{子供}上^{子供}る

申^{子供}上^{子供}る

として五十鎊と相押しつゝ趣を以て
 勸め取却のため其證書を一度もとらぬ其證書虚無
 とするあり是れ素より不正の因なり
 且は士官しる者 その外は西人の 勸め取却の証し
 の職務を償ひ又ら次の金子を相押し以てこれをも
 救助するの理にあらざるを以てする
 又強談を以てえ後いふる國約定を其強談を
 蒙りしる者

54

Le case

別件

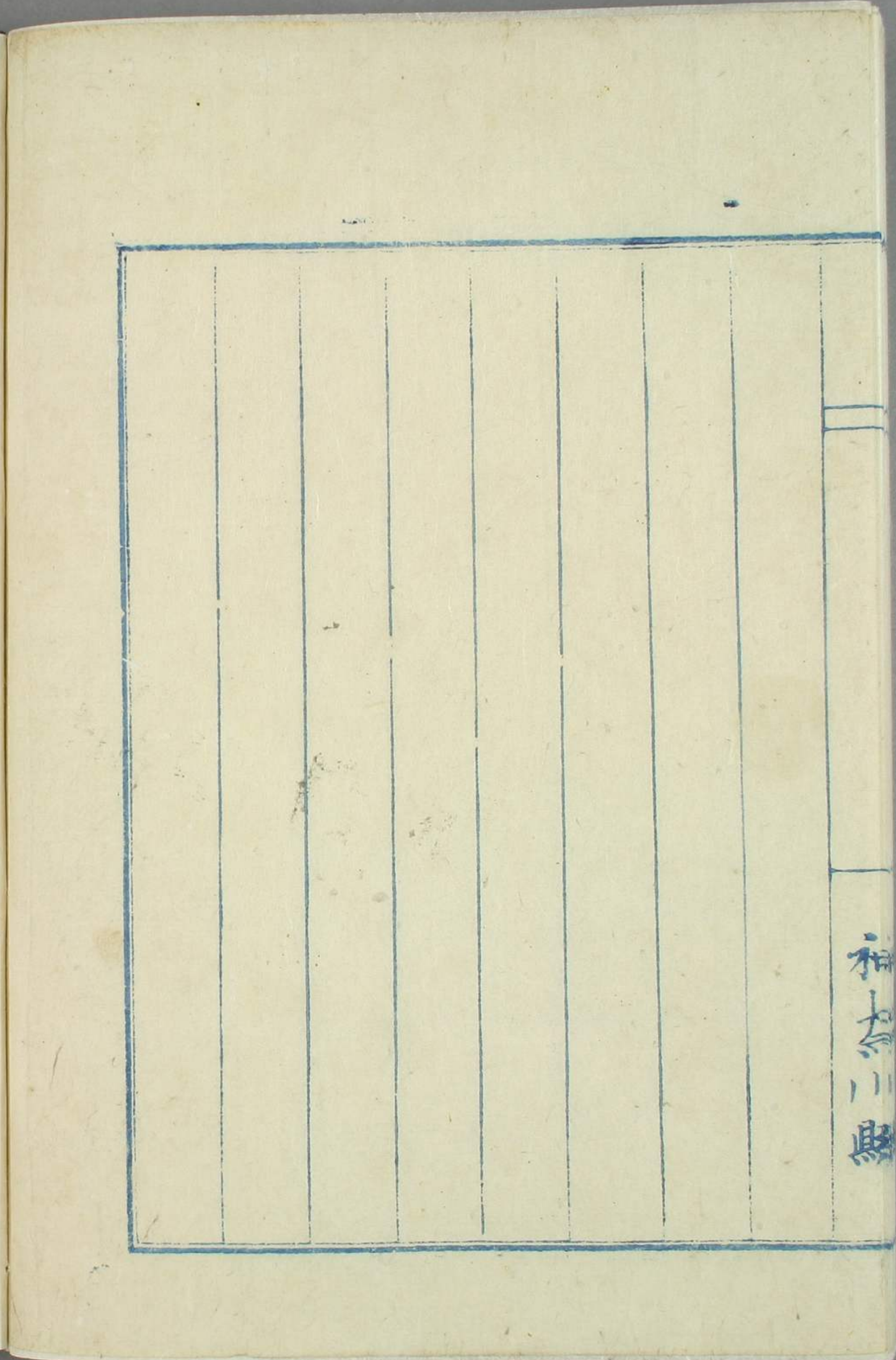
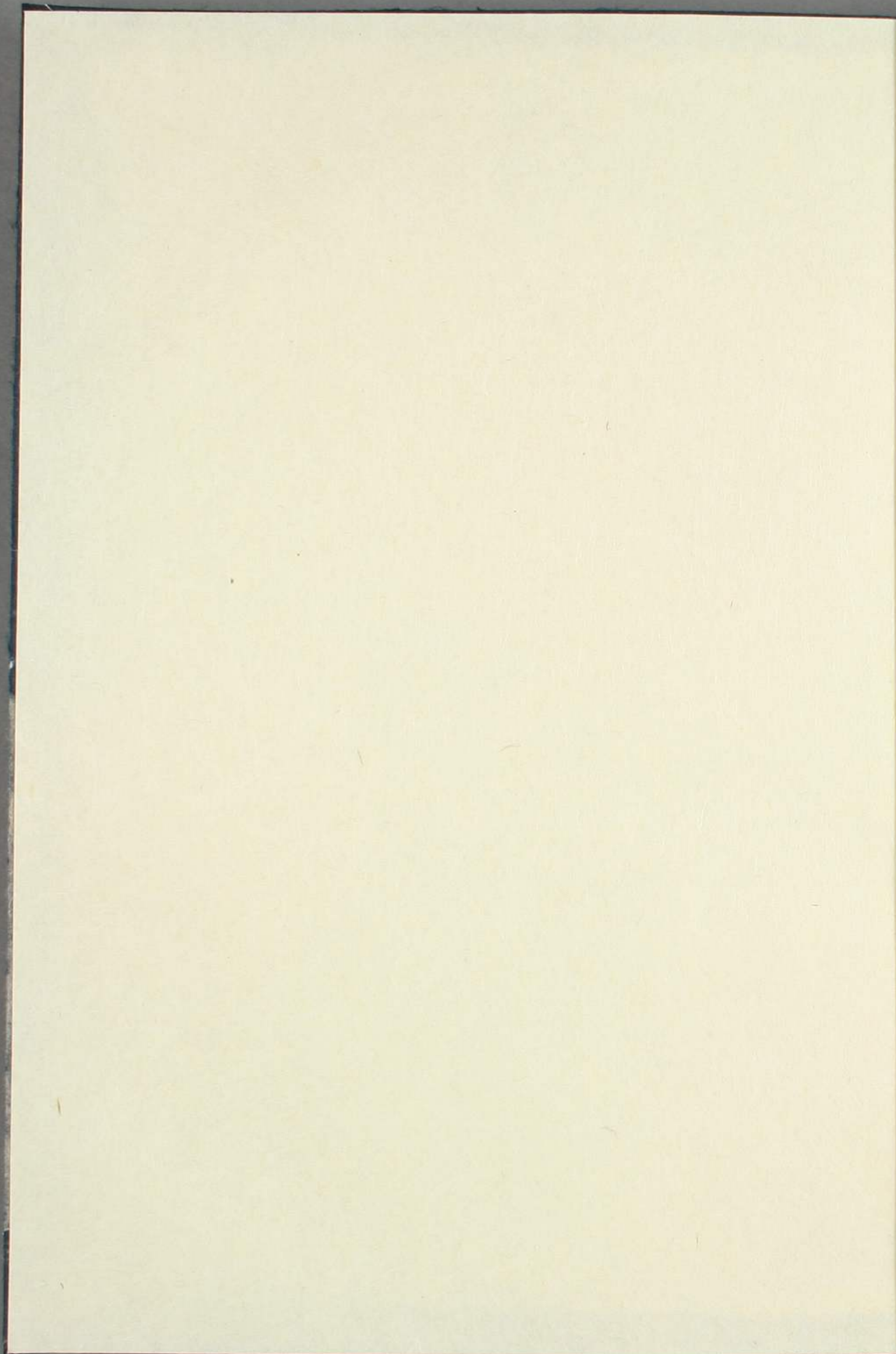
ち對して對外にのみと言通しを以て得らるる
 又佛蘭西の法律は 法律と同様 旅する虚喝を設け
 此等 法律と同様 旅する虚喝を設け
 故に我英國の法
 律を以て 法律と同様 旅する虚喝を設け
 業終りしつゝこれを以て虚無とするあり
 又強談の所業を簡約の公事

申し一系

神奈川縣

昔々論破す。其の事なり。

申上り系



和
大
川
縣

